



「彼ら」による改憲策動を葬り去るために

私が、弁護士登録をした2006年10月は、第1次安倍政権のとき。2007年6月に安倍首相の著書『美しい国へ』について、所属する自由法曹団通信に寄稿したことがあります。

そこでは、「安倍首相の著書『美しい国へ』では、『私たち』という言葉が多用されています。安倍首相は『私たち』＝『日本人』であり、『美しい国』とは『日本人』が形作る国であると論を進めています。安倍首相は『私たち』とそれ以外に分けて論を進めますが、『私たち』に含まれない人々に対する視線や配慮」がなく、安倍首相をはじめとする改憲を主張する人たちについて「『彼ら』は、歴史、特に西欧近代史における『憲法』の意味を全く理解していない」と、「従軍慰安婦の問題、沖縄での集団自決の問題などについて旧日本軍の関与を否定する言説を並べ立てる人と『彼ら』は重なり合っており、安倍首相もその一員である」こと、「『彼ら』のする自虐史観攻撃は、西欧近代史における『憲法』の意味を理解していないがゆえになせる」ことであって、「その『彼ら』の論理は、『彼ら』がいう『私たち』がほかの者より優越しているという意識に支えられているのではないかと、そして、『彼ら』は、自らの優越意識ゆえに人権の普遍性を基軸とする近代立憲主義を見下しているのですから、私と『彼ら』とは、憲法に関して近代立憲主義という共通の言語を持っていない」と書きました(自由法曹団通信1238号)。

第一次安倍政権は、1年ほどで退陣しましたが、2012年に発足した第二次安倍政権下では、特定秘密保護法、共謀罪法、戦争法制等の悪法が次から次に成立し、着実に「戦争ができる国づくり」が進められました。そんな中で、「安倍教育再生」について「教職員の管理統制の強化、『教育行政』および『教育』に対する政治介入の合法化、教育内容の国家統制の強化が狙われ、とりわけ、教育長が首長による政治任命となることで『教育行政』が『教育』に奉仕するものではなく、首長(政治)に奉仕するものに変質させることから、『教育再生』の狙いが、物言わぬ、権力に従順な国民の育成、それは『戦争の担い手』の育成にあること」を論じたこともありました。

この16年の間に、「彼ら」との間に、戦後教育改革による教育の民主化の意義と成果を踏まえて、近代立憲主義など歴史的文脈の中での日本国憲法の位置づけ、あるいは基本的人権の不可欠性、そして平和主義の意義について議論が成り立ったことはなかったでしょう。もはや「彼ら」にむかって日本国憲法の擁護を訴えたところで、議論はかみ合わず、「彼ら」は改憲への道を推し進めていくのだらう、「彼ら」が権力を握って憲法を変えようとしていることに徒労感を覚えたこともありました。

それでも、これからも、「彼ら」と議論が成り立たないとしても、「彼ら」を直接説得できる言語を持たないとしても、「彼ら」の暴走を止めることはできるし、止めなければとの思いを持ち続けています。「彼ら」の言語には普遍性はないはずです。支持する国民が少なければ「彼ら」はいまの言語を捨てざるをえなくなるのです。多くの国民に基本的人権の不可欠性、そして平和主義の意義を理解してもらう地道な活動を通じて、「彼ら」による改憲策動は葬り去ることができるはずです。

基本的人権の尊重、平和主義を掲げる日本国憲法の普遍的価値を「彼ら」よりすこしでも早く、「彼ら」よりすこしでも多くの人たちに伝える取り組み、そしてすこしでも多くの人に憲法擁護の力になってもらう取り組みが、これからますます重要になってくると考えています。

(弁護士 平松真二郎)

次号予告

「法と民主主義」2022年12月号(No.574)

【特集】

「安倍国葬」を総括する(仮題)

国民の分断を深め、強行された「安倍国葬」。なぜ、問題だったのか。民主主義、人権の問題、国葬の内容、自治体の対応、メディアの姿勢、法律家のたたかいなど、さまざまな角度から見ていきます。

●針生誠吉基金●

本誌は、故針生誠吉先生からの多額のご寄付によって、発行を支援していただいております。